

消防団員募集

入団資格は？

消防団の入団資格は、市町ごとに条例で定められていますが、県内では、18歳以上で、一般的には、市町に居住しているか、又は、勤務している人なら、どなたでも、男女を問わず消防団に入団できます。

消防団には、会社員や自営業者、学生、主婦など、様々な人が集まって地域の消防防災の要として活動しています。

消防団には若いチカラが必要です。あなたもぜひ消防団員として活躍してみませんか？

待遇は？

消防団員には、市町で数万円程度の年額報酬や、災害活動又は訓練に出動した時には、1回当たり数千円程度の出動手当などが支給されます。また、その他主な待遇は、次のとおりです。

被服の貸与

表彰制度

公務災害補償

退職報奨金



公益財団法人 石川県消防協会会長
加賀市消防団団長 日根 悟司

消防協会会長から一言

若い力を求めています。

火災や災害から、大切な人達や財産、そしてふるさとをみんなで守りませんか。

財産やふるさとを未来に引き継ぐ役割を担ってみませんか。

先輩達が守り、育ててきたみんなの消防団です。

今、ふるさとの消防団には、若い力、熱い心が必要です。

消防団入団の勇気に期待しています。

消防団員募集中！ 地域防災に貢献しませんか。

消防団への入団等についてのお問い合わせは、

石川県消防保安課 TEL 076-225-1481

(公財)石川県消防協会 TEL 076-267-2383

または 最寄りの消防本部(消防局)・消防署・消防団へお尋ねください。



ふるさとの未来を守る 消防団

平成29年度 石川県消防団入団促進一斉広報キャンペーン 統一標語



消防団は、消防(局)本部・消防署と同様に、市町の消防機関の1つであり、その構成員である消防団員は、非常勤特別職の地方公務員です。

消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という崇高な精神に基づき、平素は様々な職業に就きながら、災害発生時には、真っ先に現場に駆け付けて、消火活動や救助活動を行っています。

本県の消防団員は、平成29年4月1日現在5,405人で、近年は、女性消防団員も増加しており、家庭への防火訪問などで活躍していただいております。また、社会人だけでなく学生の方も入団していただいております。消防団は地域を愛するあなたの力を必要としています。是非あなたの力をお貸しください。

自分の力で、自分たちの住む市や町を、守りませんか！



市町消防の概要



消防団の主な活動

災害時の活動

火災や災害発生時に、地域住民の生命・身体及び財産を守るため、様々な活動をしています。

- 消火活動
- 救助活動
- 避難誘導
- 防災活動

平常時の活動

災害や救急、火災予防活動に対応するため、知識習得、技術向上が不可欠であり、日頃から訓練をしています。

- 防火啓発活動
- 防災訓練
- 応急手当指導
- 家庭への防火訪問

